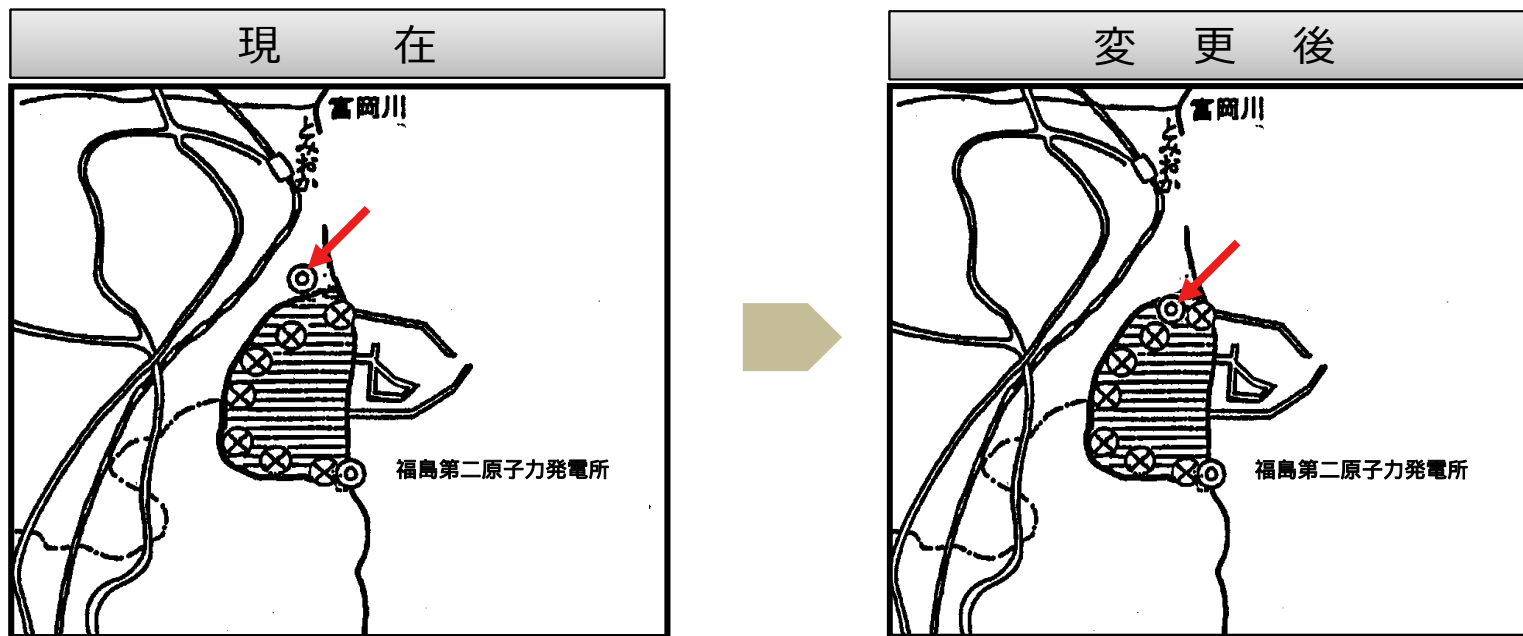


## 福島第二原子力発電所周辺監視区域境界付近の 空气中放射性物質濃度測定場所変更の概略

- 周辺監視区域境界付近の空气中の粒子状放射性物質濃度測定は、通常空間放射性粒子濃度測定装置で実施している。
- このうち、北側周辺監視区域境界付近に設置中の空間放射性粒子濃度測定装置は東日本大震災の津波により流出したため、仮復旧状態であった。
- 今回、本復旧するにあたり、測定場所を変更するため、当該図面の変更を申請した。なお、これに先立ち、工事の計画の届出を2018年9月7日に行っている。



◎ 粒子状放射性物質濃度

※：本図面は保安規定上の図面から部分的に抜粋し、拡大表示しております。